

# 公 告

左記の会員1名を会則第47条第1項の規定により処分したので、紀律規則第23条の規定に基づき公告する。

## 記 記

### 1、氏 名

目黒 進二郎(メグロ シンジロウ)  
麻布支部 登録番号 第11072号

### 2、処分内容

8月の会員権の停止

### 3、処分期間

平成17年9月10日から同18年5月9日まで

### 4、処分理由

自己の確定申告に当たり、架空の経費を計上し、所得金額を脱漏し過小に申告したことは、税理士としての信用と品位を害した。

このことは、信用失墜行為の禁止の規定(法第37条、会則第39条)に抵触し、会則等の遵守義務を定めた規定(法第39条、連合会会則第60条、会則第40条)に違反するものと認められた。

また、税理士業務に関する帳簿作成の義務を怠っていた(法第41条、連合会会則第64条、会則第41条、規則第5条)。

### 5、違反条項

法第37条(信用失墜行為の禁止)同第39条(会則を守る義務)同第41条(帳簿作成の義務)

連合会会則第60条(会則等の遵守)同第64条(帳簿作成の義務)

会則第39条(信用失墜行為の禁止)同第40条(会則等の遵守)同第41条(帳簿作成の義務)

規則第5条(帳簿作成の義務)

※ 同会員は、平成17年7月21日付で財務大臣より、同年7月22日から8月の税理士業務の停止の懲戒処分を受けた。

平成17年9月9日

東京税理士会

会 長 金 子 秀 夫

# 税理士懲戒処分のお知らせ

左記の会員は税理士法第45条第1項及び同第46条の規定に基づき、財務大臣より懲戒処分を受けたので、公示する。

## 記 記

### 1、氏 名

小磯 一彦(コイン カズヒコ)  
杉並支部 登録番号 第44664号

### 2、処分内容

税理士業務の禁止

### 3、処分年月日(処分の効力発生日)

平成17年7月21日(同年7月22日)

### 4、処分理由

関与先であり自らが代表取締役を務める会社の法人税の確定申告に当たって、収入の一部を除外するなど所得金額を不正に圧縮した法人税確定申告書を作成したことは、故意に真正の事実に反して税務書類の作成をしたものである(法第45条第1項該当)。

また、税理士業務に関する帳簿を作成していなかった(法第41条違反、同第46条該当)。

### 5、違反・該当条項

法第41条(帳簿作成の義務)同第45条第1項(脱税相談等をした場合の懲戒)、同第46条(一般の懲戒)

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

平成17年10月1日 東京税理士会

## 凡 例

法…税理士法

連合会会則…日本税理士会連合会

会 則

会則…東京税理士会会則

規則…紀律規則